

労政課の相談事業

事業名	内 容	実施日	相談場所
若者職業 なんでも相談	学卒後に就職できなかった方や、 おおむね40歳くらいまでのフリー ター、転職を希望されている方、職 場での人間関係や適応など職業に関 するさまざまな相談に産業カウンセ ラー等が応じます。	月2回 原則として 第1土曜日 第3金曜日	松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：35-6286 (労政課)
勤労者心の 健康相談	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちが落ち込み気力が出ない ・夜中に目が覚めて眠れない ・他人の視線や言動が気になる ・職場や家庭のことで悩みがある など 上記のような職場や家庭での悩 み、不安を抱えている人に、産業カ ウンセラーや心理相談員等が相談を お受けします。	月4回 原則として 第1木曜日 第2月曜日 第3木曜日 第4月曜日	松本市勤労者福祉センター 3階 図書室 電話：35-6286 (労政課)
職業・労働相談	求人票の閲覧や求人情報提供の 他、労働問題全般について専任の相 談員が対応します。	水曜日	松本市勤労者福祉センター 職業・労働相談室 電話：35-6286
生活・労働相談	仕事や労使間トラブルをはじめ、 日常生活全般の悩みについて、担当 の相談員が対応します。	月～金曜日	NPOユニオンサポート センター (松本市勤労会館1階) 電話：39-0021

令和4年度 松本市労働行政の概要

令和4年6月30日発行

編集発行 松本市産業振興部 労政課

〒390-0811 松本市中央4丁目7番26号

TEL (0263)35-6286 (直通)

FAX (0263)88-7669
